

京都市火災予防条例第3条第3項第3号，第12条第1項第11号及び第19条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定

(制定 平成4年8月6日 京都市消防局告示第3号)

(最終改正 平成24年11月15日 京都市消防局告示第5号)

京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第3項第3号（条例第3条の2第2項，第3条の3第2項，第3条の4第2項，第4条第2項，第5条第2項，第7条第2項，第8条第2項，第8条の2第3項，第9条，第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。），第12条第1項第11号（条例第9条の3，第12条第3項，第12条の2第2項，第13条第2項及び第3項，第14条第2項及び第4項，第15条第2項，第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）及び第19条第1項第13号の規定に基づき，必要な知識及び技能を有する者を平成24年12月1日から次のとおり指定します。

1 条例第3条第3項第3号（条例第3条の2第2項，第3条の3第2項，第3条の4第2項，第4条第2項，第5条第2項，第7条第2項，第8条第2項，第8条の2第3項，第9条，第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は，次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とします。

一 液体燃料を使用する設備にあつては，次のいずれかに該当する者

ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から，石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者（以下「石油機器技術管理士」という。）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく特級ボイラー技士免許，一級ボイラー技士免許，二級ボイラー技士免許又は，ボイラー整備士免許を有する者（第4条第2項，第9条及び第9条の2において第3条第3項第3号を準用する場合に限る。）

二 電気を熱源とする設備にあつては，次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

2 第12条第1項第11号（条例第9条の3，第12条第3項，第12条の2第2項，第13条第2項及び第3項，第14条第2項及び第4項，第15条第2項，第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識

及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とします。

- 一 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - 二 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - 三 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（条例第13条第2項及び第3項において第12条第1項第11号を準用する場合に限る。）
 - 四 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（条例第14条第2項及び第4項において第12条第1項第11号を準用する場合に限る。）
 - 五 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（条例第15条第2項において第12条第1項第11号を準用する場合に限る。）
- 3 第19条第1項第13号の規定する必要な知識及び技能を有する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とします。